

令和元年10月11日(金)岐阜県発表資料								
担当課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号					
治山課	治山係	中澤 耕司	内線 3166					
			直通 058-272-8526					
			FAX 058-278-2707					
技術検査課	建設業企画監	小木曽 弘和	内線 3642					
			直通 058-272-8504					
			FAX 058-278-2734					

森林整備業務関係者事故による入札参加資格停止の措置について

1 概 要

西濃農林事務所発注の「西治第3011号 保安林整備(保育)事業 合川外1地区森林整備業務」(施行箇所:不破郡関ケ原町大字関ケ原字合川地内)(元請会社:西南濃森林組合)において、平成31年4月16日(火)10時25分頃、作業員1名(下請会社:加藤建設(株))が死亡する事故(樹木の伐採作業中、伐採した樹木が他の樹木に引っ掛かったため、これを処理しようとした際、伐採木とともにずり落ち頭部を強打)を発生させた。

2 対 応

「岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」及び「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項、別表第1第7号に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

			岐阜県森林整備業務請	岐阜県建設工事請負契
		適用要領	負契約に係る入札参加	約に係る入札参加資格
対象業者名			資格停止等措置要領	停止等措置要領
元請会社	西南濃森林組合	(大垣市)	0	×
下請会社	加藤建設(株)	(揖斐川町)	0	0

○:該当 ×:非該当

4 停止期間

令和元年10月12日(土)から令和元年10月25日(金)まで(2週間)

5 参 考

○「岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」

岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領の第1から第6及び第9から第11を準用し、第7(事案の報告等)、第8(資格停止の通知)、第12(建設業者等に対する資格停止)はそれぞれ次のとおりとする。

ただし、文中の建設工事(県工事)を森林整備業務に、建設業者を森林整備業者に読み替える。

(以下、省略)

- ○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」
- 第2 知事は、有資格業者が別表第1又は第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、 それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について 資格停止を行うものとする。
 - 2 知事は、前項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責を負う べき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、 元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものと する。

別表第1第7号

	措	置	要	件	期	間
<u>(安全管理措置</u> 7 県工事の施 工事関係者に	工に当たり	、安全管	理の措置	が不適切であっ	当該認定をし 2週間以上	